

# 静岡県中部看護専門学校同窓会会則

## ( 名 称 )

第1条 本会は、静岡県中部看護専門学校同窓会と称す。

## ( 所在地 )

第2条 本会は、事務局を静岡県中部看護専門学校内に置く。

## ( 目 的 )

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

## ( 会 員 )

第4条 本会の会員は次の者をもって組織する。

1. 正会員 静岡県中部看護専門学校を卒業した者
2. 特別会員 静岡県中部看護専門学校の学校職員であった者及び現に学校職員である者
3. 準会員 本校の在校生

## ( 役 員 )

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 1名
3. 会 計 1名
4. 書 記 若干名
5. 代表幹事 3名（焼津市立総合病院・藤枝市立総合病院・榛原総合病院に各1名）
6. 幹 事 各卒業年次1名
7. 監 査 2名
8. 顧 問 1名

第6条 役員を選出は、次のとおり行う。

1. 役員選出においては、役員会が正会員の中から推薦し、総会において承認する。
2. 幹事は、各卒業年次より互選し会長が任命する。
3. 顧問は、役員会の承認を経て特別会員に委嘱する。
4. 代表幹事および幹事は、ほかの役員を兼務することができる。

第7条 役員任期は次のとおりとする。

1. 役員任期は3年間とし、再選を妨げない。ただし、幹事の任期は設けないこととし、変更時は役員会に届け出ることとする。
2. 役員に欠員が生じた場合は会員の中より会長がこれを任命する。ただし、補欠役員任期は前任者の残留期間とする。

第8条 役員任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を総理し、会議の議長にあたる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は、本会運営に関する費用の出納を司る。
4. 書記は、本会の庶務にあたる。
5. 代表幹事は、会務を分担し、所属病院に在籍する会員の連絡調整に努める。
6. 幹事は、同級生相互の連絡事務を担当する。
7. 監査は、会の財産の状況を監査する。
8. 顧問は、重要な事項について会長の相談に応ずる。

#### ( 事業 )

第9条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会、親睦会（研修会含む）の開催
2. 同窓会名簿の管理（但し、個人発行は行わない）
3. ホームページの管理
4. 母校の発展と充実のための協力
5. その他本会の目的を達成するために必要な事項

#### ( 会議 )

第10条 本会の会議は、総会、役員会及び幹事会とする。

#### ( 総会 )

第11条 総会は、3年に1回会長が招集しその議長となる。

但し、役員会が必要と認めた場合、又は幹事の3分の1以上の要求があった場合は、臨時総会を開催するものとする。

#### (総会の役割)

第12条 次の事項は役員会の議を経て、総会の議決、または承認を得なければならない。尚、総会がない年と成立しない場合は、幹事会で議決する。

1. 役員を選出
2. 前年度の事業報告及び収支決算
3. 次年度の事業計画及び収支予算
4. 会則の変更
5. その他会長が必要と認める事項

第13条 総会における定足数は、これを定めず、出席者の過半数をもって議決する。

#### ( 役員会 )

第14条

1. 役員会は、会長、副会長、会計および書記で構成し、会長が招集し議長にあたる。
2. 緊急時、必要により総会の機能を代行することができる。その場合は、次の総会もしくは幹事会で承認を得なくてはならない。
3. 監査および代表幹事は、役員会に出席し意見を述べるができる。

( 幹事会 )

第 15 条

1. 幹事会は、第 5 条 1 ～ 7 の役員をもって構成し、年 1 回または役員会で必要と認めた時、会長が招集し議長にあたる。
2. 幹事会における定足数は、これを定めず、出席者の過半数をもって議決する。

( 会計年度 )

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月末日に終わる。

( 経 費 )

第 17 条 本会の経費は、会費および寄付金、その他の収入をもって充てる。

( 会 費 )

第 18 条 本会の会費は、準会員においては、看護学校卒業時に 5,000 円を納める。  
正会員においては、維持費として臨時に徴収する場合もある。

## 附 則

( 施行期日 )

1. 本会則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
3. 本会則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。